

c) 職員員数

職種	常勤人数	非常勤人数
看護師	6名以上	2名以上
准看護師	0名以上	0名以上
理学療法士	4名以上	0名以上
作業療法士	1名以上	1名以上
言語聴覚士	1名以上	0名以上
事務員	2名以上	1名以上

第5条(営業日及び営業時間)

- 1) 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - a) 営業日:月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日と12月30日から1月3日までを除く。
 - b) 営業時間:午前9時から午後6時までとする。
- 2) 前項のほか、時間外・休日のサービス提供は相談に応じる。また、電話等による連絡は24時間可能とする。

第6条(訪問看護等の内容)

訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- 1) 病状・障害の観察
- 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3) 療養上の世話
- 4) 褥創の予防・処置
- 5) 認知症患者の看護
- 6) 療養生活や介護方法の指導
- 7) カテーテル等の管理
- 8) ターミナルケア
- 9) リハビリテーション
- 10) その他、医師の指示による医療処置

第7条(訪問看護等の利用料)

- 1) 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表(添付)のとおりとする。
- 2) 訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとする。
 - a) 死後の処置 15,000円
- 3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
- 4) 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。
- 5) 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第8条(緊急時等における対応方法)

- 1) 看護職員等は訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2) 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3) 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第9条(通常の事業の実施地域)

- 1) 通常の事業の実施地域は、港南区、栄区、磯子区、戸塚区、南区、金沢区、保土ヶ谷区とする。

第10条(苦情に対する対応方針)

- 1) 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- 2) 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

第11条(事故発生時の対応)

- 1) 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2) 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第12条(個人情報の保護)

- 1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第13条(感染症対策の強化)

- 1) 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- 2) スタンダードプリコーションの実施により自分自身を感染から守り、契約者への感染を防止します。
- 3) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年度内に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- 4) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び、まん延防止のための指針の整備、及び BCPに基づき対応します。
- 5) 2)から4)までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
- 6) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

第14条(業務継続:BCPに向けた取り組み)

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第15条(虐待防止に関する取り組み)

- 1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問看護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- 2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) 事業所において、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回)実施します。
- 4) 3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- 5)

第16条(その他運営についての留意事項)

- 1) 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - a) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - b) 継続研修 年2回
- 2) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3) 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4) 事業所は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規程は平成26年11月1日から施行する。

この規程は平成27年7月1日から施行する。

この規程は平成28年7月1日から施行する。

この規程は平成28年10月21日から施行する。

この規程は令和2年11月1日から施行する。

ケアーズ港南台訪問看護リハビリステーション杉田サテライト(出張所)追加を行った規程は令和4年12月1日から施行する。

この規程は令和7年6月1日から施行する。

訪問エリア(保土ヶ谷区)の追記、職員員数の変更を行ったこの規程は令和7年10月1日から施行する。

この規程は、令和8年1月1日から施行する。(「ケアーズ港南台訪問看護リハビリステーション」から「nalukouなん訪問看護ステーション」への名称変更に伴う改定)

